

介護福祉士修学資金貸付制度の概要

貸付対象者

介護福祉士養成施設で修学し、卒業後は山口県内の介護事業所等で介護の業務に従事しようとする方。

※職業訓練生の方は対象となりません。

貸付額

※無利子

- (1) 学費分 月額 50,000 円以内
- (2) 入学準備金 200,000 円以内 (初回の貸付時に限る)
- (3) 就職準備金 200,000 円以内 (最終回の貸付時に限る)
- (4) 国家試験受験対策費用 一年度当たり 40,000 円以内

※生活保護受給世帯またはこれに準じる世帯の方は生活費加算を申請することができます。

この場合、生活保護受給世帯の者に対する加算は、貸付決定後、生活費加算の支払開始前に生活保護が廃止された場合に限り加算金を支払います。ただし、高等教育の修学支援新制度の「給付型奨学金」「授業料等減免」のどちらか片方でも受けられる方は、生活費加算との併用はできません。申請時の居住地と年齢に応じて金額が異なりますので、詳しくは実施要綱を参照してください。

貸付期間

養成施設の在学期間

※学費及び生活費加算額は各年度の四半期ごとに振り込みます。

※入学準備金は初回の貸付時、就職準備金は最終回の貸付時、国家試験受験対策費用は各年度の初めに振り込みます。

返還免除

介護福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、山口県内の介護事業所等で、介護の業務に5年間従事した場合、返還が全額免除されます。県内過疎地域で従事する場合、または中高年離職者は3年間です。

※5年…在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上であること

3年…在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上であること

※返還免除の対象業務は「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知)の別添2に定める職種又は当該施設の長の業務のことで、山口県福祉人材センターホームページ「介護福祉士修学資金貸付」のページ内に掲載の「返還免除対象業務一覧」をご確認ください。

【山口県内の過疎地域(令和4年4月1日現在)】※下線部の地域は令和4年4月1日に追加されました。

○全部過疎市町村

・阿武町・上関町・周防大島町・長門市・萩市・美祢市

○一部過疎地域を有する市町村(一部過疎)

・岩国市のうち旧「本郷村、錦町、美川町、美和町、周東町」

・下関市のうち旧「豊田町、豊北町、豊浦町」

・柳井市のうち旧「大島町、柳井市」

・山口市のうち旧「徳地町、秋穂町、阿東町」

申請の手続き

在学中の養成施設に必要書類をそろえてお申込みください。養成施設にて取りまとめて申請していただきます。申請者には養成施設を通じて書面により結果をお知らせします。

- (1) 介護福祉士修学資金貸付申請書（第2号様式）
- (2) 誓約書（第1号様式）
※本人と連帯保証人が連署、押印（連帯保証人は実印）し、収入印紙（200円）を貼って割印を押してください。
- (3) 養成施設の長の推薦書（第3号様式）
- (4) 連帯保証人の印鑑登録証明書（発行日から3ヶ月以内）
- (5) 世帯全員の住民票（発行日から3ヶ月以内）
- (6) 世帯全員の所得証明書（最新のもの）（発行日から3ヶ月以内）
- (7) 中高年離職者の場合は、離職を証明する書類（事業所の離職証明等）
（離職後2年以内に介護福祉士養成施設に入学し、入学時45歳以上の方）
- (8) 生活費加算を含む申請の場合は、チラシの「※注」を参照してください。
- (9) 県社協会長が申請書の審査等に特に必要があると認めるときは、必要と認める書類
（例：外国籍者の在留資格、連帯保証人が法人の場合等）

連帯保証人について

連帯保証人（日本国内に住所を有すること）が必要です。連帯保証人は、介護福祉士修学資金等の貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとします。

※連帯保証人が法人の場合

【連帯保証人(法人)の要件】

- ①登記されている法人であること
- ②法人の議決機関が連帯保証の意思決定を行っていること
- ③借受人と連帯して債務を返還する意思があること
- ④債務を弁済する資力を有すること

【必要書類】

(1) 医療法人を除く法人の場合

- ①人材育成事業を事業として規定していることが確認できる定款の写し
※法人が、外国人留学生候補者の受入れや、実習に対する支援を行う場合において、留学生候補者に対する支援等を行うことも人材育成事業の一つと考えられるため。
※定款の内容の変更については、認可を受ける所轄庁に御相談ください。
- ②議決機関において決議がなされたか確認できる書類（議事録）
※法人の議決機関が連帯保証の意思決定を行ったことが確認できる議事録等
- ③登記事項証明書

(2) 医療法人の場合

- ①登記事項証明書
 - ②議決機関において決議がなされたか確認できる書類（議事録）
※医療法人の従業員でなくなった場合も、債務の完済まで連帯保証を継続できることが条件となりますので、そのことが分かるように議事録に記載してください。
-